

「日本銀行調査月報(四)」解題

土 屋 喬 雄

一、総 説

(1) 収録資料の種類

本巻には、終戦後約十年間、すなわち昭和二十年八月から三十年十二月分までの「日本銀行調査月報」掲載資料のうち、「論説」を取りまとめて収録した。

「日本銀行調査月報」の編集体系は、その時々の編集方針の変更に伴い、終戦後の十年間においても三回改正されており、それぞれの体系の中に収録している資料の種類には変化が認められるが、大別すると、①「経済情勢調査」——これはさらに「国内経済調査」と「海外経済調査」に分かれる、②「経済要録」、③「論説」、④「資料」、⑤「日誌」、⑥「計表」となり、これら六種類の資料が適宜組み合わせられて構成されている。「日本金融史資料」に「日本銀行調査月報」を収録するに当っては、利用の便宜を考慮して、掲載資料の種類ごとに区分整理の上、資料の種類別に取りまとめて掲載する方法をとったことは、第二巻の解題で述べたとおりである。この方針に従って、既刊第二巻と第三巻に「国内経済調査」を、同じく第三巻と第四巻に「海外経済調査」を、それぞれ「経済要録」とともに収録したが、本第五巻と次巻第六巻には「論説」を収録することとし、

「日本銀行調査月報(四)」解題

残余の「資料」、「日誌」、「計表」は第六巻に掲載する予定である。

(2) 「論説」について

昭和二十二年五月編集方針の変更により、それまでの「調査月報」が「調査時報(四半期報)」と改名され、内容も毎月の「経済情勢調査」を廃止して、内外経済に関する「論説」を中心に掲載されることとなった。「日本銀行調査月報」に「論説」が掲載されたのは、これをもって嚆矢とする。なお、「論説」中心の編集体系とした主旨については、第二巻の解題で触れたのでこれを参照されたいが、論文集である「調査時報」の発刊に際し、当時の山本調査局長は、「執筆は必ずしも調査局員に限定する必要なく、広く行内に門戸を開放して差支えないと思っているが、本行の刊行物たる性質上論説などはある制約を守らねばならぬこと云うまでもない。」と述べている。事実日本銀行各支店の調査も掲載されている。そして論説は一定の制約は守るとしても、行内限りの内部資料としてかなり自由に意見を発表する機会を提供したものと推測されるのである。

その後、昭和二十五年六月に編集方針が変更され、名称が「調査月報」と旧に復するとともに、掲載資料も従前にあった毎月の「経済情勢調査」を拡充して復活したが、「調査時報」における「論説」重視の精神は継承されて、「論説」も併せて掲載された。この編集方針は、昭和三十一年一月

の編集方針変更の際にも受け継がれて現在に至っている。

個々の論説は、その時々々の経済情勢を背景として執筆されたものが圧倒的に多く、これら論説を通じて、その時々々の金融・財政・経済上の重要問題ないし日本銀行内部の問題意識と考え方をうかがい知ることができる。論説の叙述は、日本銀行調査の伝統たる計数分析に基づいた周到緻密なものであり、客観的な判断が下されている。理論的に高い水準が確保されていると同時に、実証分析にも重点を置いて書かれているので利用価値が高いと思われる。

かつて日本銀行理事であった吉野俊彦氏は、その著書「戦後金融史の思い出」の中で、「調査月報」の「論説」について次のように述べている。

「かくして、明治三十九年八月、調査局設置以来継続刊行されてきた日本銀行の『調査月報』は、山本(調査)局長の英断により大きな改革が加えられ、初めて論文を載せることになったが、その後、昭和二十五年六月から再び『調査月報』と名称が改められたものの、『調査時報』の精神を受け継いで、有益な論文が載せられ、わが国の金融関係の基礎資料として不可欠のものとなっている。」

「日本銀行調査月報」毎号における「論説」の掲載数は、月報により、あるいは四半期報により若干変動はあるが、平均的にみると総じて月当り一〜二編である。原則として各月に「論説」が掲載されているが、昭和三十年の二月、四月、十〜十二月各号には掲載を欠いている。

なお、「調査月報」は、昭和三十一年一月発行分から、日本銀行の金融政策の主旨徹底を図るPRの一助とするため、重点を金融関係に絞ると

ともに、三十二年一月号から外部利用者の要望等にこたえ、日本信用調査株式会社を通じて有償配布も行われることとなったので、以後入手は容易となったが、昭和三十一年以降約二十年間の「調査月報」に掲載された「論説」のうち、金融政策・通貨・金利ならびに物価・インフレーション関係の重要なものを選択採録した論文集として、「わが国の金融政策と通貨・金利」と「わが国と欧米諸国の物価・インフレーション」が刊行(前者は昭和五十年十月、後者は昭和五十一年七月、日本信用調査株式会社発行)されている。採録論文の数およびテーマが限定されているが、本巻に収録した「論説」の継続資料となるものであることを付言しておく。

(3) 収録資料の範囲

「日本金融史資料」には、終戦後約十年間の「日本銀行調査月報」に掲載された「論説」の全部を収録することができなかったことをまずお断りしておかなければならない。その理由は刊行上の紙幅の制約によるものである。収録した「論説」は、その内容が原則として終戦後の国内経済に関するものに限定しており、全部で七十七編である。

右期間の「日本銀行調査月報」に掲載された「論説」の総数は百五十六編に上るので、その約半分が収録されたことになる。収録対象から割愛した「論説」は、海外経済問題に関するもの、国内経済問題ではあるが、終戦以前の時期を対象としたものである。「日本金融史資料・昭和統編」が、終戦後十年間のわが国金融史資料の収録を目的とする趣旨にかんがみ、やむを得ない選択といわざるを得ない。

なお、割愛した終戦以前を内容とする重要論文「金解禁下の財政金融事情について」(昭和二十九年六月号掲載)は、「日本金融史資料・昭和編」第二十巻に収録済である。また、収録できなかった個々の論文の表題は、次巻第六巻に掲載する「日本銀行調査月報総目次」を参照されたい。

(4) 編集体系と収録要領

収録した「論説」は、利用上の便宜を考慮して、その内容により事項別に分類し、次の五区分とした。

事項別分類名	収録編数
「経済一般」	一〇編
「金 融」	三一編
「財 政」	八編
「貿易・為替」	八編
「産業・物価等」	二〇編

各事項別区分内の配列は、「日本銀行調査月報」に掲載された年月順とした。

各論文の表題の下部に、原資料が掲載された年月を付記した。また、各論文の原本末尾に、執筆者の姓(時には姓名)が付記されている(ただし二編については記載がない)のでそのまま掲載した。

事項別区分の配列は、右に掲げた順としたが、「日本金融史資料」一冊分の紙幅の制約から、本第五巻には、「経済一般」、「金融」、「財政」、「貿易・為替」までを収録し、「産業・物価等」は、次巻第六巻に他の資料と併せて収録することをあらかじめお断りしておく。ただし、「論説」の解題

は、次巻収録分も含めて、以下にまとめて行うこととする。

二、収録資料の解説

個々の論説の解説に入る前に、お断りしておきたいことがある。収録した個々の資料は、その内容によって五分類し、各分類の中では「日本銀行調査月報」掲載年月順に配列したことは、前述のとおりであるが、個々の論説の解説に当っては、説明の便宜上配列順にはとらわれず、各分類の中で同種類のテーマないし相互に関連のあるテーマごとにグループを作ってこれに編者が適宜名称を付し、このグループごとに問題の背景、個々の論説の位置付け、意義などを概括的に説明し、必要に応じて個々の論説の問題意識、論点、主張など内容にも触れることとした。

I 「経済一般」

この分類に属する十編の論説を、次の三グループに分けて解説する。

終戦後のわが国インフレーション	三編
賠償 問題	三編
経済の再建・自立をめぐる諸問題	四編

1 終戦後のわが国インフレーション
「日支事変」から太平洋戦争の終結にかけて進行しつつあったインフレーションは、終戦時以降顕在化して高進し、未曾有の経済的混乱を引き起した。

通貨急膨張の原因は、終戦に伴う復員軍人に対する退職手当の支給、軍需産業に対する支払、占領軍関係の経費負担等の膨大な終戦処理関係費が、主として日本銀行引受の赤字国債によって支出されたこと、経済復興の資金供給機関として設立された復興金融金庫の融資が、これまた大部分日本銀行引受の復興金融債券によって賄われたこと、銀行の預金引出しと貸出が急増したことなどが挙げられるが、根本的原因是に財政にあった。一方、経済の実体面では、生産設備の損耗・破壊、原材料・燃料の枯渇、食糧不足、輸送の不円滑、社会・経済秩序の混乱などを映じて、物資の供給は壊滅状態となり、生産の回復は困難を極めた。かくて物価は急騰を続け、インフレーションが進行した。

この間、インフレーション対策として、通貨・金融面では金融緊急措置令、日本銀行券預入令、臨時財産調査令が施行され、預金封鎖、新円切替え、財産税徴収が行われて、一時的に通貨流通量は減少したが、約半年後には新円切替え前の水準に復し、以後も膨張を続けた。生産面では、石炭・鉄鋼を中心とする傾斜生産方式が採用され、基礎産業の復興を始動点とする生産回復に重点が置かれるとともに、流通面では、公団方式による物資の配給統制、公定価格制度による価格統制が行われたが、供給量の絶対的不足と闇価格の横行により、物価騰貴はますます高進した。かくて年とともにインフレーションは悪化し、ついに物価上昇率が通貨増発率を上回るに至り、インフレーションの末期的段階に突入したが、生産漸増等諸般の対策効果が漸次結実してきたこともあり、昭和二十三年には、インフレーションの進行テンポが鈍化をみるに至った。

こうした情勢の中で、同年末発表された経済安定九原則、これに基づくドッジ計画のデフレーション政策実施によって、とりわけ財政の超均衡が実現し、インフレーションの根源が断ち切られることになり、ここに終戦後の悪性インフレーションは終息をみるに至った。

この時期における経済問題の関心が、インフレーションそのものに向けられたことは当然であり、インフレーションの終息と経済の安定が最大の問題意識であったことは言うまでもない。ここに収録した論説は次の三編である。

「我国インフレーションの特質」

「我国インフレーションの現段階について」

「インフレーション概念に関する一誤解」

なお、インフレーション関係の論説としては、右のほか別掲「金融」の項におけるインフレーション下の金融問題、通貨流通状況、「産業・物価等」の項における企業経営上の諸問題、物価問題など多方面の分析調査が多数収録されている。

次に右の個々の論説について簡単に解説することとする。

(1) 「我国インフレーションの特質」

昭和23・1

インフレーションの総論にあたる論文である。インフレーションの概念、発展の態様、原因と性格、各国における事例等を概観した上で、当時のわが国インフレーションの性格を、第一次世界大戦後のドイツ・インフレーションと対比しつつ考察し、当面の日本経済が生産停滞等危機的状况にあるが、経済の復興はまずインフレーションを克服し、健全な

貨幣制度を再建しない限り不可能であり、「復興よりは先づ安定」「安定こそは復興の鍵」と主張している。

内容の細部に立ち入ってみよう。インフレーションの概念規定として、「金を離れた不換紙幣が流通に必要な金の数量を超過して膨脹する結果生ずる不換紙幣の異常なる減価(金に対する打歩の異常なる増大)である。或は逆にその異常なる減価を伴ふ所の不換紙幣の流通に必要な金量を超過する膨脹と云ひ換へてもかまはない。」と述べており、メタリスの立場がうかがわれる。

インフレーションの発展態様は三段階に分けられるとし、第一段階では物価の騰貴率は不換紙幣の膨脹率に及ばないが、第二段階では物価の騰貴率が不換紙幣の膨脹率に追い付き、両者はほぼ均衡を保つに至り、第三段階では物価の騰貴率が不換紙幣の増発率を上回る。こうなると生産秩序は崩壊し、非生産的投機が支配、道徳は頹廢して破局に至るとしている。

右の考察から、インフレーションの原因は、不換紙幣の膨脹という通貨現象にあると解明し、物価騰貴がその原因なりとする見解の誤謬を指摘している。

各国の事例としては、第一次世界大戦後のドイツ・インフレーション(安定後の新旧通貨の交換比率—一兆分の一)およびソビエト・インフレーション(紙幣減価率—五百億分の一)、第二次世界大戦後のハンガリー・インフレーション(新旧通貨交換比率— $\frac{1}{4 \times 10^{10}}$)を取り上げており、これら近代経済が体験した著名なインフレーションにして、財政赤

字をその基本的原因の一つとしなないものはないと指摘している。

(2) 「我国インフレーションの現段階について」 昭和23・1

インフレーションが危機的様相を呈している当時、その実態を数量的に把握する試みとして、昭和五〇九年平均基準の総合実効価格指数をデフレーターに用い、物価、通貨、預金・貸出、国家財政収支、国債、社債、国際収支、国民所得の入項目にわたって実質値を検証し、インフレーションの状況を実証的に分析している。結論として、物価騰貴率が通貨膨脹率を上回るインフレーションの第三期の段階に入っており、悪性インフレーションの定型を示しつつあるが、本格的通貨安定工作を行うには諸般の条件が未成熟としている。

(3) 「インフレーション概念に関する一誤解」 昭和22・5

銀行券発行高ないし預金残高の実質数量が、「支那事変」前に比し相当減少していることを理由として、現状がインフレーションでないとする議論に対して、インフレーション現象が物資と不均衡に不換紙幣が増発される結果通貨価値が下落するものであるとすれば、増発された通貨量を物価騰貴率で除すこと自体無意味であると指摘している。第一次世界大戦後のドイツ・インフレーションの過程でもこの種の誤った議論が行われ、批判があったことを引用して、かかる主張は「史上稀にみる『経済的詭弁』」との批判を紹介している。

2 賠償問題

敗戦に伴う連合国の対日賠償政策は、賠償規模がどの程度になるかと

いうこととともに、わが国経済に及ぼす影響、ことに爾後のわが国経済の水準やあり方を規定するものとして、重大な関心事であった。ポツダム宣言は、賠償に関して、①日本に対し平和経済の維持に必要な産業は残置せしめるが、②再軍備を可能ならしめるとき産業は撤去する、という原則を掲げている。第一次世界大戦後のドイツ賠償問題では、連合国の損害をすべてドイツ側に賠償させようとして、賠償要求は到底ドイツが支払えない程の巨額に上り、総額の決定に長い歳月を要した末、米国が事実上ドイツの賠償支払を肩替りする結果となった。この苦い経験を踏まえて、第二次世界大戦後の賠償政策は、戦争による損害の賠償を目的とせず、敗戦国の非軍事化、戦争能力の剝奪に重点を置き、現金賠償を避けて既存設備の撤去による現物賠償の方法をとり、敗戦国にも一定の生活水準を許容して平和経済の維持を認め、短期間に賠償問題を解決しようとしていた。

昭和二十年十一月、ポレー賠償調査団が来日し、ポツダム宣言の原則に沿って調査を行い、同年十二月「対日賠償に関する中間報告」が公表された。この報告は、対日賠償の基本方針と差当っての中間的措置として賠償に充てるべき産業の種類と範囲を明らかにしたものである。この中間報告を基礎にして、昭和二十一年六月、極東委員会の賠償案が公表された。一方、連合軍総司令部では、将来の撤去に備えて賠償施設・設備の管理保全を図るために、軍工廠をはじめとする賠償対象工場を数次にわたって指定し、その数は千二百余に上った。同年十一月には、ポレー最終報告が公表されたが、「中間報告」に比し賠償負担はかなり重い

ものとなっていた。

この間、冷戦の激化に伴う世界情勢の変化、日本経済に対する認識の変化があり、昭和二十二年初ごろから、米国の対日賠償方針は大幅に緩和の方向へと変化していった。米陸軍省は二十二年五月、ストライク調査団を派遣、翌二十三年二月にストライク報告書が発表された。同報告はその第二部において、日本経済の現実を認識した上で、日本に許容された昭和五〇九年の生活水準を前提として、昭和二十八年までに日本経済を自立させるに必要な産業水準を規定し、この水準に照らして日本に残置せらるべき産業施設の量と質を明らかにしている。そして、急増する国内消費と輸出向の生産を確保して、日本経済を自立させるために、日本で有効に利用できる生産施設は、主要軍事施設を除き撤去しないよう勧告している。

次いで、昭和二十三年三月、ドレーパーおよびジョンストンを中心とする調査団が来日、同年五月ジョンストン報告書が公表された。ここでは賠償問題はむしろ背後に押しやられ、いかにして日本経済を再建自立せしめるかが中心問題となっている。日本経済を総合的に考察し、当面の問題解決について具体的提案を行っているが、特に注目されるのは、日本経済が自立していくために外国貿易の拡大が必要であり、昭和二十八年までに貿易の均衡が達成されるとし、それまでは米国の合理的援助が不可欠であると指摘している点である。かくて均衡達成後は日本経済の自立がスタートし、さらに日本自身の貿易拡大努力を通じて生活水準の向上が図られる可能性に触れているが、ここにはもはや日本経済の水

準を過去の一定水準に釘付けせんとする意図は全くみられない。

一方、極東委員会では、賠償実施につき各国の意見がかみ合わず、なにかんづく米国とその他諸国の意見が背反し、議論に日を重ねたが、昭和二十四年五月、極東委員会米国代表は、賠償取り立て（軍工廠設備等一部は撤去が実行された）中止声明を発表、以後賠償問題の大きな進展はなかった。

以上のような変遷を経て、サンフランシスコ対日平和条約に結実した賠償規定（同条約第十四条）は、初期の賠償方針に比べると著しく緩和されて、日本が賠償を支払うべきこと、賠償は日本の役務（生産、沈船引揚げ、その他の作業における日本人の役務）で支払うべきことという原則だけを定め、賠償額、期間などの具体的な点は、すべて賠償請求国と日本の個別交渉にゆだねられた。なお、連合国は賠償請求権を放棄すると規定された。

対日賠償請求国は、ビルマ、フィリピン、インドネシア、南ベトナムの四か国であり、その後これら諸国と個別に賠償協定を締結し、賠償支払を完了した。印度、台湾（国民政府）——両国は日本と単独に平和条約を締結——、カンボジア、ラオスは賠償請求権を放棄した。

ここに収録した論説は次の三編である。個々の論説の要点は、前記の概説に含まれているので、内容の解説は省略する。

- (4) 「生産物賠償と我国経済」 昭和22・7
- (5) 「ストライク報告について」 昭和23・7
- (6) 「ジョンストン（ドレーパー）報告について」 昭和23・7

「日本銀行調査月報（四）」解題

右のうち、(5)「ストライク報告について」の附表「対日賠償試算比較表」は、昭和二十二年三月現在産業部門別推定現有能力と、ポレー最終報告、ストライク報告、ジョンストン報告等の同産業部門別撤去能力と残置能力ならびに賠償指定施設評価額を一覧表にまとめてあり、計数資料として便利である。

3 経済の再建・自立をめぐる諸問題

昭和二十三年末に経済安定九原則が発表され、これを基礎とするドッジ政策が実施されると、終戦以来高進してきたインフレーションは急速に沈静し、代って深刻なデフレーションに突入していった。ドッジ案の基本的性格は、インフレーションの根源である赤字財政を根絶し、超均衡黒字財政に転換せしめることに象徴されている。また、単一為替レートを設定した意義も大きかった。輸出産業の合理化、国内価格体系の整備を刺激し、補助金や統制でゆがめられた経済を正常化する契機を与えられて、経済再建・自立のための基礎作りの試練期でもあった。財政面の黒字実現は資金の逼迫を来し、いわゆる安定恐慌の様相を呈したので、金融面で日本銀行は財政黒字の範囲内で追加信用を供与するデイス・インフレーション政策（実体はデイス・デフレーション政策）を採用して経済運営を支援した。

厳しい経済情勢が進行する中に、たまたま昭和二十五年六月朝鮮動乱が勃発し、多額の特需受注によって経済活動は活気を取り戻して動乱ブーム期を迎えた。各国の買い急ぎによって輸出も伸長し外貨が累積し

た。だが物価面では、輸出価格が急騰し、これにさや寄せして沈静していた国内物価も急上昇した。しかし翌二十六年春になると、朝鮮動乱が小康状態に入り、米国が戦略物資買付を停止したのに伴い、国際商品価格は急落し、世界的な好況は一服、わが国も行き過ぎたブームの反動整理を余儀なくされた。もっとも滞荷融資に依存するものも少なくなき、徹底的整理を行わずに乗り切ることになった。

動乱景気で潤い、力をつけてきた経済界では設備投資が盛行、生産の拡大に伴い個人消費も増嵩して経済の再建が進んだ。設備・消費景気の進行は、やがて輸入の増大と国際収支の悪化を招き、昭和二十八年十月、日本銀行は金融引締めを踏み切り、以後景気調整期に入るが、ここに戦後初めての景気循環が現われるに至った。こうした景気循環が生じたことは経済が正常化してきた現われでもあった。金融政策のみでなく、財政面でも予算規模を抑制して緊縮政策がとられた。やがて引締め政策の効果が輸出増加、国際収支の改善に結実し、昭和三十年後半から物価上昇を伴わぬ景気拡大、いわゆる数量景気へと進んでいった。

一方、昭和二十六年九月対日平和条約が調印され、翌二十七年四月その発効により独立を回復したが、経済的には米国の対日援助が打ち切られたものの、特需依存はなお続いた。従って特需依存から脱却しうる経済基盤の育成、企業の合理化・資本蓄積による底の浅い経済体質の強化など、経済自立の確立が要請される時代であった。

ここに収録した論説は次の四編である。このうち「国民所得と財政収支」は「経済の再建・自立問題」に分類することにやや無理がないでもな

いが、広い意味で経済再建問題の一環と考えてここに分類した。

(7) 「ドッジ政策実施以後における日本経済概観」 昭和26・10

ドッジ政策実施から朝鮮動乱景気の反動を迎えるまでの日本経済の推移を、主要項目別に概観したもの。財政、金融、通貨、物価はそれぞれどの程度安定したか、生産、貿易、食糧、生活水準・雇用はどの程度改善したかを分析し、併せてそれぞれの項目について問題点を指摘している。金融については、①デイス・インフレーション政策と外国為替貸付制度についての評価、②設備投資の伸長と過剰投資傾向の出現、③市中銀行のオーバー・ローン激化について触れている。

ドッジ政策の実施により安定を取り戻したわが国経済が、朝鮮動乱勃発によってある程度攪乱されたにもかかわらず、著しく発展した過程を示す総括的資料である。

(8) 「過剰投資の意義と実態」

昭和29・3

終戦後の経済復興をほぼ終えて生産水準も戦前水準を回復し、国際経済の中で自立してゆかねばならぬ段階において、企業間の設備投資競争は、操業短縮が行われている状況にもかかわらず引続き活発で、過剰投資が問題となっていた。こうした事情を背景に、過剰投資の意義、現状、問題点を、国民経済的観点と主要産業部門別視点の両面から詳細に検討を加えたものであり、ことに主要産業別に設備能力、稼働率、需給関係等豊富な統計を駆使して実証分析を行っているので、当時の主要産業の規模等実態を把握できて資料価値も高い。結論として、企業の立場から必要な近代化や改良投資であっても、国民経済的にみる時は、金融

引締めを行って物価騰貴と国際収支逆調の改善を推進中である現状を踏まえて考えると、投資の時期と規模をこれに調和させていくべきであると主張している。

(9) 「経済再建の二つの場合——日本と西独の対比——」 昭和29・10

第二次世界大戦の敗戦国、日本と西独の経済再建過程の基本的特徴と両者の相違点を比較分析した論文。西独は復興と自立を同時に達成し、将来の発展の素地を固めつつある。その基本的要因は、通貨価値の安定と企業資本の維持に対する切実な認識にあると指摘している。これに対し、わが国経済の再建は、量的膨張は目覚ましいが、国際収支の逆調と資本食いつぶしの上に築かれたもので、自立目標に遠ざかる結果さえ招いているとし、通貨価値の安定を図り、本格的繁栄の軌道に乗せなければならぬと論じている。

10 「国民所得と財政支出」

昭和22・5

昭和二十二年度の財政支出規模を、国民所得分析の観点から論じたもの。国民所得に占める財政の割合が高すぎるので、生活水準(消費)は圧迫され、蓄積資本を食いつぶすことになるとしている。今次大戦前・大戦中の諸外国における財政の国民所得に占める比率にも触れている。

II 「金 融」

この分類に属する三十一編の論説を、次の七グループに分けて解説する。

インフレーションと金融

七編

通 貨

五編

金 利

三編

資金蓄積(預金)とオーバー・ローン(貸出)

四編

金融市場・支払準備率制度

三編

特殊金融……証券金融、農業金融、炭鉱融資、公団融資

六編

金融をめぐる諸問題

三編

1 インフレーションと金融

インフレーション下の金融問題は、他の経済現象と同様、平常時と異なる様相を呈することが少なくない。ここに収録した七編の内容は、

- ①インフレーション下の金融資産・負債の計理に関するもの、②インフレーション下の金融資本、資金の性格からくる金融機関の経営に関するもの、③インフレーション下の通貨事情に関するもの、④インフレーション下の金利に関するものに大別され、これらの中には、「通貨」、「金利」、「預金」等のグループに分類できるものもあるが、インフレーション下の特殊性に着目して、独立のグループとした。通貨ないし通貨によって表現される金融現象が、インフレーションによって著しく減価するところに諸問題の根源があり、平常時に見られぬ特殊性がある。

(1) 「安定価値計算に就いて」

昭和22・5

安定価値計算とは、「債権債務の決済に通貨価値下落の程度を計量して、債権債務の表面金額に加算して決済する」方法である。最近の用語でいうと、物価スライド制とかインデクセーション(Indexation)といふ

うことになる。強度のインフレーション下で、こうした決済方法が民間に自然に発生することがあり、あるいは外国では政府・中央銀行が国債、預金、貸出等に適用した例もある。安定価値計算は、インフレーション下の通貨減価による債権者の不当な損失を是正するなどプラス面の作用があるが、同時にインフレーションを促進するマイナス面の作用もあるので、本制度を採用すべしとの説に無条件に賛成することはできないとしている。

(2) 「インフレーションと金融資本」

昭和22・7

インフレーションと金融資本（金融を業務とすることにより利潤を獲得せんとする資本）の関係について、①金融資本（資産の大部分が減価する金融資産）の産業資本（資産の大部分が騰貴する物的資産）に対する地位の低下、②金融資本の損益計算不均衡の激化（貸出金利上げが物価騰貴に及ばず、人件費・物件費の上昇が収益を圧迫）を指摘。終戦後のわが国五大銀行の決算状況（昭和二十年下期、二十一年上期―いずれも赤字）を分析し、インフレーション進行過程における金融機関の経営危機を訴えている。

(3) 「インフレーションに対する抵抗度よりみたる金融機関の二類型」

昭和23・4

金融機関に蓄積される資金が、①所得に関連した資金（貯蓄預金、所得預金など）と、②資本に関連した資金（営業預金など）の二類型に区分しうることを前提として、各種金融機関のインフレーションに対する抵抗度を、ドイツの先例も引用して理論的に考察した論文。結論として、

主として①の所得関連資金（インフレーション進行下では増大を期し難い）を取り扱う貯蓄銀行、信託会社、農業会、生命保険会社は、インフレーションに対する抵抗度が弱いのに対し、主として②の資本関連資金（インフレーションの進展とともに機械的に増大する）を取り扱う普通銀行、損害保険会社はインフレーションに対する抵抗度が相対的に強いと指摘している。

(4) 「インフレーション下に於ける預金通貨の動向」

昭和22・10

東京手形交換所加盟銀行の預金通貨（当座預金・当座貸越残高）を分析（昭和二十一年一月～二十二年八月）し、預金通貨の増加率ならびに回転速度上昇率が、いずれも現金通貨のそれに及ばないのは、現金取引の旺盛化、信用取引の衰退を示すものであり、それはインフレーションの進展を意味するものであると指摘。信用取引の復活にはインフレーションの抑制が先決であるとしている。

(5) 「インフレーション下に於ける金利騰貴の緩慢なる理由に付て」

昭和22・7

インフレーション下における金利の騰貴が、物価騰貴に比べ著しく低いことに着目し、その主な原因を指摘した上で、金利が物価に遅れるのはいわば宿命的であり、従って、金利引上げによって悪性インフレーションを防止することはほとんど不可能であるとしている。

(6) 「インフレーション下に於ける金利引上げの可否」

昭和23・1

昭和二十三年一月、臨時金利調整法に基づき初めて設定された金利の最高限度が、従前の金利を引上げる形となったことに関連して、インフ

レーション下の当時、金利を積極的に引上げるべきであるとする議論を批判した論文。インフレーション下においては、金利を上げたとしても、金利機能が十分作用しうる条件を欠いているので、インフレーション抑制のためには、むしろコストの一部を形成する金利の騰貴を最小限度にとどめるべきであるとするもの。「かくてインフレーション下に於ては金利政策は其の重要性を失い、融資規制の如き直接的資金統制が之に代つて登場せざるを得ない」と述べている。

(7) 「インフレーション下に於ける金利政策の問題点」 昭和23・7

当時の金利引上げ論に対して、インフレーション進行下では、金利引上げによって物価の引下げを期待することは困難であることを論じた上で、インフレーション下の金利政策の重点は、①金利体系の不均衡の問題、②金利一般と物価(金利以外の物価構成要素)との不均衡の問題にあると主張。

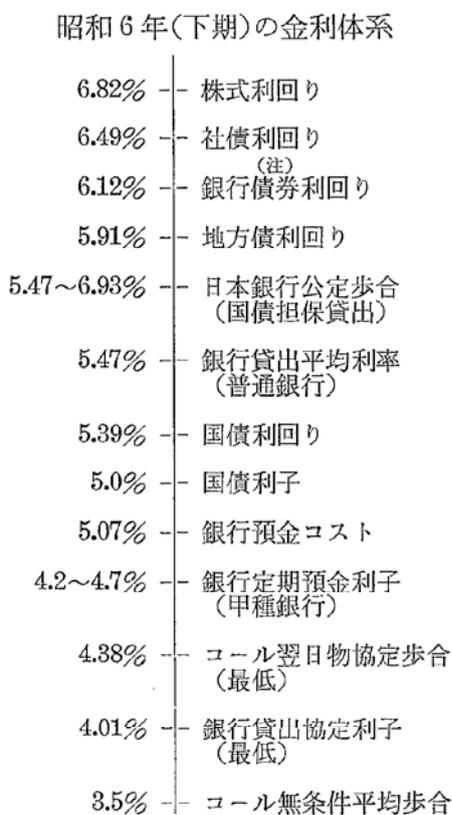
金利体系の不均衡については、①日本銀行の公定歩合と市中金利との格差、②市中貸出金利と確定利付債券利子・利回りとの格差の二点を採り上げ、終戦後の各種金利の推移を考察して、各種金利の上昇割合に相当の差異がある(特に公定歩合の軽微な上昇と、市中貸出金利の大幅上昇)ため金利体系に不均衡が生じていることを実証している。その上で、通貨価値が安定していた戦前の平常時(昭和六年)の金利体系を回顧して、当時日本銀行の公定歩合は、これと直接関連ある他種金利(国債利子、銀行預金利子ないし預金コスト、銀行貸出平均利率、コール・レート)に比して概して高く、公定歩合の懲罰的金利が中央銀行の発券作用の濫用を抑制したが、現在は両者の関係がかなり逆転し、とりわけ市中

貸出金利が公定歩合に比し著しく高い点に、金利体系の不均衡——市中銀行が安易に日本銀行借入れに依存しうる体系——があると問題視している。また、市中貸出金利は、すべての有価証券利回りを上回っており、これも平常時における両者の関係とおおむね逆転していると指摘。

次に、金利と物価の不均衡については、インフレーション進行下、金利の上昇は賃金・物価に比し極めて緩慢で、市中金融機関は人件費・物件費の高騰から収益を圧迫され、これが貸出金利の引上げに向わせると分析している。

なお、昭和二十三年七月の公定歩合引上げの真の狙いは、公定歩合と市中金利の格差を縮小し、金利体系の不均衡を是正する点にあったと述べている。

本論文の特徴の一つは、公定歩合を中心とする平常時(昭和六年)の金利体系を、あるべき姿としてとらえている点にある。この後の金利に関する論文等で引用されることが多いので、参考までに体系図を掲げて置く。



(注) 現行金融債に相当(日本銀行統計局「金融経済月報」によれば昭和二十三年十一月号から名称変更)。

2 通 貨

ここに収録した五編は、いずれもその時々々の通貨(現金通貨と預金通貨)の流通状況を計数的に実証分析しつつ、経済金融情勢との関連においてとらえたものであり、各編をつづり合わせると、ほぼ終戦後の十年間をカバーしている。このほか前記(4)「インフレーション」下に於ける預金通貨の動向」も、これら一連の論説の一環をなすものといえる。各編の分析の視点ないし手法は、金融経済情勢の推移とともに変化・発展の跡が認められて興味深い。通貨の流通状況は、経済活動の集約的表現であるとともに、金融政策の反映であるともみられるわけで、通貨分析の意義・重要性はこの点にあると思われる。

(8) 「最近二ヶ年に於ける通貨流通状況」 昭和24・4

(9) 「安定政策実施後における通貨流通状況の推移」 昭和25・4

前者はおおむね昭和二十二年〜二十三年を、後者は二十四年を対象としているが、分析手法は両者とも大体同一の線上にあるといえる。現金通貨と預金通貨を対象とし、それぞれの通貨残高のみならず通貨の回転速度を計測して、通貨流通総量を算出の上分析を行っている。一方、物的取引総額も試算して、通貨流通総量の推移と対比を試みている。フィッシャーの交換方程式に則った試算である。

分析結果として、前者がインフレーション期であることを反映して、

現金・預金両通貨の著増、とりわけ現金通貨の膨張が著しく、二十三年にはインフレーションがやや鈍化して両者の格差が縮小しているものの、なお現金通貨量が預金通貨量の二倍以上に及ぶ不健全さを指摘しているのに対し、後者は経済安定政策実施期であることを映じて、通貨流通状況はインフレーション期とは様相を一変するに至り、通貨面にデイス・インフレーションの進展過程が認められるとしている。

(10) 「最近の通貨情勢」 昭和28・2

(11) 「最近の通貨情勢」 昭和29・5

表題が同一であるが、前者は朝鮮動乱ブームとその反動期を含む昭和二十五年〜二十七年を、後者はおおむね二十七年〜二十八年を対象とし、後者は二十八年秋の金融引締め期にかなり重点を置いて言及している。両者とも現金、預金両通貨を対象としていることに変わりはないが、前者(10)は「我国の場合通貨発行情勢の判断は専ら銀行券の膨脹収縮によって論じられることが多く、預金通貨の動きはこれに比較すればそのウェイトは遙かに低い状況に」あり、「預金通貨が比較的軽い関心を以て視られている」実際の立場から、銀行券(現金通貨の中核)にかなり重点を置いて分析しているのが特色である。銀行券について、①発行高の季節性、②発行還収要因、③地域別発行還収状況等を分析しており、通貨情勢の注目される現象として、イ、現金通貨では、(イ)景気後退期でも発行水準が年間かなり増加すること、(ロ)年末年初の発行還収が大きな波動を伴うこと、(ハ)都会地で還収、地方で発行の傾向がますます拡大していることを挙げており、ロ、預金通貨では、その増加率が現金通貨を上回り、総

通貨量(残高)に占める預金通貨の比率が漸次上昇しているとしている。

後者(Ⅱ)は、銀行券と預金通貨に同等の比重を置いて取り扱っているが、分析手法はほぼ前者を踏襲している。ただ実証的分析を離れた主張として、①銀行券の発行還収要因分析は、日本銀行勘定上の簿記的バランスを示すだけで、銀行券増減の実態(貸金・消費面の需要、決済上の事情等)を説明するものでなく誤解を招きやすいと問題点を指摘していること、②昭和二十八年秋以降の金融引締め下の金融情勢の変化(預金減少)をとらえて、それまでは通貨が実体経済の動きに追隨して受動的に供給(銀行主義的発行)されてきたが、今後は金融政策によって通貨供給をコントロールする(通貨主義的信用操作)可能性をはらんでいると述べていること、③通貨主義的政策の規準となるべき「適正通貨量」の概念を提示していることが挙げられる。

(Ⅱ) 「金融緩和と預金通貨」

昭和31・1

昭和二十九年〜三十年を対象、すなわち金融引締め期と三十年央以降の金融緩和期を含むが、後者にウェイトが置かれている。分析手法についてみると、①預金通貨の範囲が、従来の当座預金のほか、通知・別段・普通預金まで含めた要求払預金に拡大されていること、②銀行券発行還収要因分析と市中金融機関段階の預金・貸出分析による預金通貨形成過程とを総合的に把握し、現金通貨と預金通貨の動きを有機的関連においてとらえているのが特色(総合通貨供給要因分析)。金融緩和の一環として預金通貨の増加が目ざされるとして、金融正常化の角度からその意味を検討している。

3 金利

ここに収録した三編は、それぞれの時代の経済・金融情勢を背景として、当時議論された金利問題について企業金融、金融調節等種々の角度から詳細な検討を加えた論文であり、テーマとしては、金利引下げに関するものが二編、引上げに関するものが一編である。

金利問題について主要国の動向を概観すると、一九三〇年代の世界的大不況以来、金融政策よりも財政政策の役割が重視され、続く第二次世界大戦下では経済・金融の直接統制が行われて金利の機能は後方に押しやられ、低金利政策が採用された。終戦後も、戦時中に大量発行された国債価格維持の必要もあって、戦時中の傾向がしばらく続いたが、一九五一年米国では、連邦準備制度と財務省の間に、国債価格維持のための低金利政策をやめて金利を弾力的に変動させることについて合意(accord)が成立し、英国でも同年景気情勢に応じて中央銀行の公定歩合を操作することが復活するなど、「通貨政策の復活」が行われた。

わが国においても、満州事変勃発(昭和六年九月)以降積極財政政策採用に伴う金利引下げ、「日支事変」、太平洋戦争下の統制経済と金融の直接統制時代、終戦後のインフレーション混乱期を通じて、金利機能が作用する余地は乏しかった。しかし、インフレーションが終息し経済が安定するにつれて、終戦後急速に高まった市中貸出金利に対する企業の金利負担の重さが意識されて、コストとしての金利が論ぜられ、また単一為替レート設定に伴う国際競争力強化の面から、国際的割高金利の是正も含めて金利引下げ要請が強まった。こうした要請に対しては、資金蓄

積が乏しく、金融機関はオーバー・ローン、企業はオーバー・ボロイ
 ングの状況下において、企業の資本構成の健全化、金融正常化の必要、
 あるいはゆがんだ金利体系の是正など様々な観点から議論が台頭したの
 は当然であった。もっとも正統的な金利政策の採用が漸次意識されなが
 らも、当時の経済・金融の実情からみて、これに一举に踏み切れる程環
 境は熟しておらず、日本銀行の金利政策も公定歩合の変更よりは、高率
 適用制度に多く依存せざるを得ない状況であった。しかし、昭和三十年
 央以降の金融緩慢化を背景として情勢は大きく変わり、日本銀行は公定
 歩合を中心に据えた金利政策を採用(昭和三十年八月)するに至った。こ
 れに伴う短期金融市場の発展、市中金利の公定歩合追隨など金利環境の
 整備は昭和三十年代へ持ち越された。

(13) 「現下の金利に関する諸問題」

昭和24・12

ドッジ政策実施後、産業界において金利負担に過重感を持ち、また国
 際金利水準に比し割高なわが国の金利を再検討すべきであるとの要請が
 強まってきたことを背景に、金利引下げに関する賛否両論の論拠を紹介
 しつつ、問題の所在を指摘、併せて金利体系整備の問題にも論及したも
 の。引下げ賛成論は、金利が物価の一要素である点を重視し、国際競争
 における低物価には低金利が必要と主張。引下げ反対論は、経済・金融
 の正常化を図るためには、金利を自然の変動に任せて本来の機能を発揮
 せしめるべきであり、引下げは資金蓄積が前提と主張している。

(14) 「金利引下問題の検討」

昭和27・7

景気停滞下、金利引下げ論議が活発に行われているが、終戦後のわが

国金利体系のゆがみは今なお多くのアブノーマルな関係を残しているの
 で、金利引下げについては、当面の景況のいかんとは別に、種々の角度
 から総合的に検討しなければならないとの観点から、現状の金利問題を
 企業、金融、財政のそれぞれの面から詳細に検討したもの。金利に関連
 する諸事項を網羅的に採り上げており、現実には分析検討を進めた
 上で、金利体系の正常化が低い水準で行われるべきであると主張し、市
 中貸出金利引下げを肯定している。

本論文で採り上げた問題点を例示すると、企業面では、コストとして
 の金利、企業収益上の金利負担、税法上の金利の取り扱いの問題、金融
 面では、金利体系のゆがみ、銀行収益上の問題、財政面では、金利決定
 における政府の役割等がある。

(15) 「市中金利引上問題の検討」

昭和29・4

昭和二十八年十月以来、金融引締め政策の強化による資金需給の逼迫
 を背景として、全国銀行協会連合会から市中金利引上げの要望(資金需
 要抑制のため一般貸出金利を引上げ、資本蓄積のため預金利率も引上
 げ、金利政策に弾力性を付与すべし)が行われたが、一方前記(14)の論文
 にみられるコスト引下げの見地からする金利引下げ論を生ぜしめた事情
 もなお多く残っている状況下において、本論文は、市中金利引上げにつ
 いて、資金需給調節の観点、企業金融健全化の観点、市中銀行経理の観
 点から検討を加えたもの。このうち、資金需給調節面の検討では、金利
 引上げの貸出抑制効果、預金吸収効果について、経済・金融の実態から
 みて大きな期待は持ち得ないとしており、全体の結論として、一般的な

金利引上げは現在の金融の実情から妥当な措置とは認め難いとして、
る。もっとも、個別金利問題としては、輸入金融(預金コスト以下の金
利)の優遇停止、短資取引関係金利の正常化、特に政府短期証券金利を
金利の実勢にかなう程度に引上げるべきことに触れている。

4 資金蓄積(預金)とオーバー・ローン(貸出)

終戦後の金融問題で正常化を図るべきものの一つとして、市中銀行の
オーバー・ローンがある。オーバー・ローン現象は、資金の蓄積を越え
た資金の供給であり、実力以上の投資である。戦後経済の復興再建に対
する資金需要とそれに対する国民貯蓄の不足ともいえるが、そのギャッ
プが最終的に日本銀行信用で埋められる点に物価安定上の問題も潜んで
いる。金融機関のオーバー・ローンは、他面で企業のオーバー・ボロー
イングであり、企業の資本構成健全化の問題にも関連をもっている。こ
のように、オーバー・ローンは、わが国経済の本質につながる現象であ
り、朝鮮動乱ブーム期に顕著となり、昭和二十六年には戦後の最高に達
した。オーバー・ローンの是正策として、当時石橋湛山、木内信胤両氏
が大胆な提案を行ったことも回想される。

ここに収録した論文は、預金・貸出に関するもの四編で、うち二編が
オーバー・ローンに関するものである。

(6) 「転換期に於ける資金蓄積の分析」

昭和24・7

経済安定九原則が実施に移されて、わが国経済は転換期を迎えるが、

この時期の資金蓄積状況の分析。従来の預金が、主としてインフレ
ション進行により派生した営業性預金中心であったのに対し、転換期を
迎えるとともに、国民の所得に基づく預金が増加額の相当部分を占める
という方向に変化しつつあると指摘している。

(7) 「我国市中銀行のオーバー・ローンに付て」

昭和27・2

終戦後のわが国市中銀行のオーバー・ローンは昭和二十六年最高に達
したが、こうした時代背景の下で、この論文は、オーバー・ローンの定
義と測定方法、オーバー・ローンの状況、発生原因、評価ならびに解消
対策を論じたもので、明治年代のオーバー・ローンと終戦後のオーバー・
ローンを対比しつつ、詳細に検討を加えている。付表として、①「明治
六〇三十一一年間における全国国立銀行のオーバー・ローンの状況」、②「明
治二十六年以降終戦迄の全国普通銀行のオーバー・ローンの状況」、③「終
戦以降における全国銀行、都市大銀行、地方銀行のオーバー・ローンの状
況」を掲載しており、統計的資料価値も高い。

オーバー・ローンの定義と測定方法で、三つの方式を挙げているので
参考までに左にその骨子を掲げて置く。Ⅰは、貸出が預金を超過する場
合で、一般にオーバー・ローンというのがこれであるが、最もプリミ
ティブな定義。Ⅱは、貸出が広義の預金(発行債券を含む)と自己資本の
合計額を超過する場合。Ⅲは、全運用資産が広義の預金と自己資本の合
計額を超過し、その差額を中央銀行借入金で常時カバーする場合で、最
も厳密な定義であるとしている。

オーバー・ローンの測定方法 オーバー・ローンの判定

I	貸出 預金	左式の比率が100%超の場合
II	貸出 自己資本+預金・債券	100%超の場合
III	日銀借入金 自己資本+預金・債券+日銀借入金	10%超の場合

(18) 「最近におけるオーバーローンの推移と今後の動向」 昭和28・3

前記論文(17)の算定方式により、その後のオーバー・ローン状況を点検した。昭和二十六年七月九月をピークに、二十七年はその割合が低下傾向を示しており、その理由を分析しているが、市中銀行のオーバー・ローンは元来わが国経済の本質につながる現象であり、本問題には今後とも適切な対策を推進しなければならないとして、対策にも論及している。対策としては、①金利体系の正常化、②金融の質的規制の強化、③増資と借入の資金コスト上のアンバランス是正などを挙げている。

(19) 「景気後退下に於ける市中銀行貸出増加の分析」 昭和28・1

昭和二十六年春、朝鮮動乱ブームが去って調整過程に入り、生産、物価、在庫など実体経済面が後退したにもかかわらず、市中銀行貸出だけは顕著な増勢を示している点に注目し、景気後退下における市中銀行貸出増加の内容と動向を実証的に分析したうえ、この間の銀行貸出が果たした役割ならびに今後の貸出の推移につき考察した。結論として、この時期の銀行貸出増加が、景気後退のテンポないしは程度を緩和したと指摘している。

5 金融市場・支払準備率制度

短期金融市場すなわちコール市場は、正常な金融活動の展開に伴って発展するものであり、効率的な金融の運営に欠かせない存在である。ここに収録した金融市場関係の論説は二編であるが、一つは昭和二十三年当時の大阪市場に関するもので、时期的にも終戦後の草創期の感があるし、他は昭和二十八年当時の東京・大阪市場に関するもので、漸次発展の途上にあるものである。次に、コール市場は本来支払準備率制度の性格を持つものである。これと関係の深い支払準備率制度の論説一編を併せて収録した。もっとも支払準備率制度がわが国に導入されたのは昭和三十年代に入ってからであり(準備預金制度に関する法律―昭和三十年五月公布施行、準備預金制度の発動―同三十四年九月)、将来における導入を予見して早くから研究が進められていたことがうかがわれる。

(20) 「大阪金融市場の動向(特に財政資金並に地方資金に対する依存度について)」 昭和23・10

日本銀行大阪支店の調査による大阪金融市場の分析である。大阪金融市場の特色は、戦時中からいわれていた「東京よりの流入資金の消費地」的性格は何ら変化がなく、市場の不足資金を東京からの政府資金散布と地方余剰資金の為替による流入に依存している点にあると指摘、市場の資金自給能力の確立が必要としている。

(21) 「コール市場資金及び銀行間の資金交流の状況について」

昭和28・6

東京・大阪両コール市場の取引が、昭和二十七年以降顕著な増勢を示

しているとして、コール市場取引と銀行間の直接コール取引の現状を述べたもの。これら資金取引の活発化を、いわゆる金融正常化への萌芽として評価しているが、同時に蓄積資金がなお不足な現状では、コール・ローンが支払準備としてよりも、有利な資金運用としての色彩が濃い問題点を指摘している。コール・レートは、日本銀行公定歩合以下であるのが理想的な形であるが、当時は日本銀行第二次高率適用金利がコール・レート決定の有力要因であり、過高となっていたからである。

㉒ 「支払準備率制度について」

昭和28・4

支払準備率制度のわが国金融制度への登場は将来の問題であるが、経済自立後のわが国金融制度の再編成の一環として、本制度も当然具体的な検討の対象になることが予想されるとして、主として米国における支払準備率制度の発展過程を考察し、併せてわが国に導入する場合の問題点に言及している。

6 特殊金融……証券金融、農業金融、炭鉱融資、公団融資

ここでは、証券界、農業界といった特殊分野の金融問題、終戦後傾斜生産方式を採用した炭鉱の融資問題、終戦後の物資配給等の統制機関であった公団への融資問題を取り上げた論説六編を収録した。

A、証券金融

㉓ 「金融機構の再編成と証券市場に対する金融界の役割」

昭和25・4

終戦後占領政策として経済民主化が進められ、財閥や持株会社が解体

されて、これらが保有する株式が一般投資家に放出された。一方、独占禁止法が制定されて、持株会社設立の禁止、一般事業会社の他社株式取得の制限、金融業の競争金融機関株式取得の禁止・一般株式所有の制限(他社の株式総数の5%以上所有を禁止)、会社の社債所有の制限等が実施された。こうして経済民主化は、証券の保有を法人中心から一般投資家中心に転換して、いわゆる証券民主化が推進されることになった。

証券民主化に対応して戦前の銀行中心の金融機構を再編成し、金融市場と証券市場を分離して、長期資金は証券市場を通じ、短期資金は銀行を通じて調達させるといふ金融原則が確立されることとなった。有名な証券取引法第六十五条に、銀行、信託会社による証券引受業務の兼営を禁止した規定が設けられたのは、こうした趣旨に基づくものであった。同時に証券市場内部において、昭和二十四年五月に東京、大阪、名古屋の三取引所、七月に京都、神戸、新潟、広島、福岡の五地方取引所が再開された。

このように、金融機構の再編成は、金融市場と証券市場を分離して形式上整ったのであるが、証券市場の実情は当初の理念に程遠いものであった。わが国で実施されたこの分離方式は、米国を模範としたものであるが、わが国の場合、証券業者の当時の実情は、機構、資力、信用ともに証券引受(資本市場・発行市場)業務を行うには不完全であり、長期資金供給機関としての確固たる地位を欠いていた。すなわち、機構については、引受業務と証券取引所における売買業務とが分離されず、しか

も従来の慣習もあり、売買業務に重点が置かれていた。資力も薄弱で、所有株式の値下りが直ちに資力を枯渇せしめ、引受業務はほとんど停止せざるを得ない状況となる。加えて証券業者が従来専ら投機的取引に走ったことが社会的信用を薄弱にしていた。

こうした状況のため、インフレーション下でこそ、前記放出株式の大衆消化や増資株式の消化は順調であったが、ドッジ政策実施に伴うインフレーションの収束から株式市況が不振に転ずると、金融機関の資金援助を仰がねば資本市場の円滑な運営は不可能となった。また、社債の引受については、四大証券会社中心に行われ、証券市場と金融市場の分離は形式上実現されているものの、発行社債の大部分が銀行等金融機関によって消化され、実質において金融機関の直接引受と何ら異なるところがない状況であった。

右のような金融機構再編成の実態と、インフレーション収束過程における証券市場不振の実情にかんがみて、本論文は、金融界から証券市場に対し援助を行うことはやむを得ないとし、現に実施され、また今後考慮されるべき証券金融対策を株式市場と起債市場に分けて論述している。そしてこれら金融界からの援助は、金融機構再編成の方針が確立している以上、あくまでも過渡的な措置であって、永続すべきものではない。金融機構再編成を名実ともに実現するには、第一に経済の終局的安定を早期に実現し、一般国民が安心して直接投資に参加しうるような経済情勢を醸成すること、第二に証券市場内部の問題として、引受部門と売買部門とを分離し、引受部門の信用強化、売買部門の投機性払拭に努

むべきことを指摘している。なお、金融債の性格について、直接投資と間接投資との中間的形態としてとらえた上で、過渡的には金融債発行により大企業融資を行うこともやむを得ないが、将来大企業は自己信用による株式、社債の発行によらしめ、金融債は専ら中小企業、農業等自己信用による資金調達が可能ない部門に限定すべきであると論じている。

④ 「現段階における投資信託と資本蓄積」 昭和29・1

終戦後の証券投資信託は、昭和二十六年開始以来朝鮮動乱による企業収益好転とこれに基づく株価修正期に際会したことを背景に、短期間に著しい発展を遂げ、資本蓄積に対し直接間接に貢献したが、金融引締め等による株価低迷から反省期に入った。こうした状況のもとで、昭和二十八年末に大蔵省がユニット型証券投資信託の健全化を目指して改正措置を発表したことを契機として、投資信託の現状と問題点を論じたものである。

B、農業金融

⑤ 「農業会の資金運用状況とその対策(静岡県下の事例)」

昭和22・7

⑥ 「農業系統預金減勢の実態」 昭和23・4

終戦後の農業面の改革については、連合軍総司令部の「農民解放ならびに農地改革に関する覚書」に基づく農地改革の実施ならびに、戦時中の農業統制機能を果した農業会の解体と農業協同組合の設立が挙げられる。農業協同組合法は昭和二十二年十一月公布されたが、農業協同組合の設立は、農業会が清算過程に入った昭和二十三年秋ごろから進捗し

た。

右二編の農業金融に関する論説は、いずれも農業会時代のものであり、前者⑤は、日本銀行静岡支店、後者⑥は、同行大阪支店（大阪府、奈良県、和歌山県を管轄）および新潟支店が、それぞれ管下の農業会とその系統機関の実情を調査報告したものである。

前者は、末端農業会の資金吸収不振と上部系統機関への預入低下の模様を伝えており、後者は、昭和二十三年一月以降農業系統預金の異常な減少と資金繰り難の実情に触れ、その原因を究明している。終戦直後の農村インフレ景気が終わり、徴税強行、春耕資金需要、農業会解散準備等がその主要原因としている。

C、炭鉱融資

⑦「炭鉱融資の再検討（福島県下の炭鉱に就て）」

昭和23・1

日本銀行福島支店が、管下の常磐炭田の経営の実情（赤字経営）を調査し、超重点的優遇が与えられている炭鉱融資の問題点を論じたもの。インフレーション下の生産コストの上昇、特に人件費支出増加に圧迫されて設備投資を抑制せざるを得ない状況から、企業合理化計画と一体となった資金注入でなければ実効を期し難いとしている。

D、公団融資

⑧「公団金融に関する若干の考察」

昭和24・1

公団は、終戦後流通面の統制機関として設立された全額政府出資の公法人であり、物資需給の緩和により廃止される臨時的性格のものであった。戦時中の配給統制は、特定の民間会社または団体によって行われた

が、このような私的独占形態による統制方式は公正の原理に反するとして、連合軍最高司令官の指示により、国家による直接統制の実施機関として設立された。公団は、昭和二十二年五月から翌二十三年三月までの間に十五設立され、二十四年から二十五年にかけて次々に廃止され、二十六年度中にすべて消滅した。

公団を事業内容によって分類すると、①物資の一手買取り・売渡しを行う配給公団（石油配給、配炭、肥料配給、酒類配給、食糧品配給、飼料配給、油糧配給、食糧配給各公団）、②政府貿易を実行する公団（鉱工品貿易、繊維貿易、食糧貿易、原材料貿易各公団）、③その他流通上の特殊業務を行う公団（産業復興公団―産業設備の建設または産業設備資材の買受・貸付・売渡し、価格調整公団―価格等調整のための資金の受入・交付、または買取り・売渡し、船舶公団―船舶・船舶機関機装品の製造の注文・買受・売渡し、船舶の改造・修繕・引揚解体の注文または保有貸付）に大別される。

なお、本論文は貿易四公団を対象から除外している。その理由は、貿易四公団は運転資金を「貿易特別会計」から借入れるのに対し、その他の一般公団は「復興金融金庫」から借入れるよう規定されており、資金調達方法が異なるためである。

この論文は、一般公団の運営資金調達方法の現状と対策を論じたものである。公団の主要な資金調達方法についてみると、一般公団の借入れは、前述のごとく復興金融金庫に限られ、市中金融機関から融資を受けることは禁じられていた。公団の増設と価格改訂による公団の運転資金

需要増大に対し、復興金融庫は次第に公団向融資が負担過重となったが、この対策として、公団の市中借入禁止規定に直接抵触せずに市中金融に資金負担を転嫁する方策として、昭和二十三年三月、公団認証手形制度が創設された。同制度は、公団が法規上手形関係人となり得ないことから、購入代金決済に商業手形等を利用できないため、公団に商品を売渡した生産者等が金融機関あての手形(期間六十日以内)を振出し、公団はこれに買入れの事実を認証する(公団は支払手形とならず買掛金)もので、業者はこの認証手形によって市中金融機関から融資を受けたのである。

7 金融をめぐる諸問題

ここには、前記の六グループに分類し難い内容の論説三編を収録した。

(29) 「新憲法と通貨金融非常措置」

昭和22・5

終戦後のインフレーション防圧対策として行われた預金封鎖ならびに旧円と新円の交換措置は、昭和二十一年二月十七日公布施行の金融緊急措置令と日本銀行券預入令に基づいて実施された。これら法令は旧憲法に基づく緊急勅令であったが、昭和二十二年五月施行された新憲法においては、緊急命令の制度は廃止せられ、上記のごとき緊急非常措置を必要とする場合も、国会の議決を経る立法措置が採られねばならなくなった。本論文は、こうした事情を踏まえて、今後緊急に通貨金融に関する立法を要する事態に立ち至った場合、どのように対処すべきかについて

て、諸外国の立法事例を紹介しつつ問題提起を行ったものである。

(30) 「外貨資金保有方式の推移及びその問題点」

昭和27・5

終戦後わが国の外貨資金は、連合軍総司令部が管理し、国内円資金と無関係に操作されていたが、昭和二十四年十一月、外貨資金の計理が政府に移管され、以後政府の「外国為替資金」勘定で、外貨の収支と円の受払が単一レートを介して対応計理されることとなった。

本論文は、外貨計理移管時から昭和二十七年三月に至る間の、「外国為替資金」における増加外貨を保有するための円資金調達方式の推移を詳細に分析し、調達方式のそれぞれの問題点を論述したものである。政府への外貨集中方式を採るため、政府会計における円資金調達上の技術的問題とも受取れるが、本質的には外貨資金の流入に伴う国内通貨供給とその調節にかかわる通貨金融上の根本問題とみるべき筋合のものである。

円資金調達方式を大別すると、①インベントリー・ファイナンス、②借入金(外国為替資金証券の発行等を含む)、③日本銀行外国為替貸付(以下日銀外為貸と略す)、④日銀スワップ取引となるが、以下にその概要と問題点に関する論点を簡単に解説しよう。

① インベントリー・ファイナンスは、政府が外貨の保有増に必要な円資金の調達を、一般会計の歳入で賄う方式である。財政面からみれば所要資金の自己調達であり、総合均衡財政上の措置であるが、金融面からみれば外貨増に伴う国内通貨供給を相殺する効果を有する健全な方式である。しかし、インベントリー・ファイナンスという財政措置に必然

的な機動性の欠如と政策的配慮に基づく恣意性の故に、むしろ外国為替資金証券を市中消化で発行して円資金を調達する方式の方が、通貨調節上有機的相关があつて望ましい(外貨増はずで市中に通貨供給が行われている)。

② 日銀外為貸制度は、輸入促進の目的をもつて創設されたが、同時に政府に対する円資金供給に貢献するものである。同制度は、輸入信用状開設に要する外貨保証金ないし輸入外貨手形決済に要する外貨を、日本銀行が外国為替銀行に貸付けるものであるが、日本銀行は貸付外貨を政府から調達するため、代り円貨が政府に払込まれることになる。従つて、本来なら少なくとも輸入手形決済時に外国為替銀行から政府に払込まれるべき円資金が、信用状開設時にまで繰上つて日本銀行から払込まれることになり、政府の円資金調達がそれだけ緩和される。一方、本制度は、輸入が増加すれば政府に対する円資金供給が累積的に増加することとなるから、輸入に伴う国内通貨減少効果と逆の結果となり、インフレ的であるところに基本的問題がある。

③ 借入金、外国為替資金証券は、本来季節的な需要を満たす円資金の調達方法であるが、返済期間が一年度を超えるように改訂されると、その性格に変化が生じてくる。

④ 日銀スワップ取引は、③の短期資金調達限度額を超過した場合、限度額改訂までのつなぎ措置として、政府保有外貨を買戻し条件付で日本銀行に売却し、代り円貨を調達する方法である。つなぎ金融とはいへ、スワップ取引が多額に上り、将来それが日本銀行借入等によって肩替り

される部分については、財政資金調達の建前は崩れて、日本銀行信用が実質的に外貨資金に裏付けられた状態に転化してくるとしている。現在、外貨保有の円資金調達方式は当時と異なるが、外貨増と過剰流動性問題を考察する際の参考資料となるものである。

⑧ 「金融の見地からみた税制改革上の諸問題」 昭和28・11

昭和二十八年十一月、税制調査会が国税、地方税および国と地方公共団体の財源調整にわたる税制改正に関する答申を行った機会に、主として金融の見地から答申の内容ならびに今後の方向を検討したものである。

Ⅲ 「財 政」

この分類に属する八編の論説を、次の二グループに分けて解説する。

国家予算

四編

財政上の諸問題

四編

1 国家予算

収録した四編は、昭和二十七～三十各年度の国家予算の概説である。各年度予算の特色、主要内容を記述し、予算の健全性の程度や景気との関連、あるいは金融面、産業面への影響などの角度から問題点を指摘している。ドッジ政策により、昭和二十四年度予算から財政は健全性を回復、一般会計で均衡しているのみでなく、特別会計、政府関係機関予算を総計しても均衡しており、また重複勘定を差し引いた純計では黒字が出るという超均衡予算であった。独立回復後の昭和二十七年以降も、

均衡予算の原則は堅持されているが、二十七年予算の均衡性の度合は低下し、二十八年予算は積極化の傾向が強まって、財政投融资の財源確保のため特別減税国債が発行された。しかし、国際收支悪化から二十八年十月以降金融引締めが転ずると、財政も緊縮方針を打ち出して、二十九年予算規模を前年度より圧縮し、特に財政投融资関係を削減して過剰投資の是正とデフレーション効果を狙ったが、三十年予算も引続き一般会計規模を一兆円以内に圧縮するなど、総じてみれば財政の弾力性、健全性が維持されていた。

(1) 「昭和二十七年予算の問題点」

昭和27・4

(2) 「昭和二十八年予算の特色と問題点——特に金融への影響を中心——」

昭和28・8

(3) 「財政投融资削減の影響——産業界に及ぼす影響を中心として——」

昭和29・2

(4) 「昭和三十年予算の問題点」

昭和30・6

右のうち、(3)は二十九年予算に関するものであるが、前述のとおり同予算が財政投融资削減に特色が求められるところから、記述をこの点に絞って、それが産業界に及ぼす影響を中心に調査したものである。

2 財政上の諸問題

(5) 「戦後に於ける財政投資の推移と問題点——特にその量的及び

質的意義について——」

昭和29・12

終戦時以降昭和二十八年までの財政投融资の推移を概観し、特に終

戦後の経済の復興、産業の合理化・近代化等に果たした財政投融资の役割を実証的に分析・評価した論文。財政投融资が、民間投資の不足を補填する量的作用と、投資配分を是正する質的作用に観点を据えて、①戦後経済復興過程における復興金融金庫融資の時代、②ドッジ政策推進期における見返資金の時代、③朝鮮動乱勃発後の経済拡大期における日本開発銀行融資の時代、更には④二十九年の財政投融资削減への段階を通じて、財政投融资の重点が量から質へ漸次移行し、今後の在り方としては質的機能を重視すべきであると主張している。

財政投融资の範囲としては、財政資金による非消費的支出としてとらえ、民間産業に対する出資・投資による直接間接の資金供給、民間住宅建設資金の供給、特別会計に対するインベントリー・ファイナンス、出資等のほか、公共建設事業、国鉄・電信電話等政府関係機関の建設投資等を含んでいる。また、一般会計、復興金融金庫、米国対日援助見返資金、資金運用部、産業投資特別会計等の財政投融资実施部門別にも記述されており、それらの統計資料とともに、終戦後の財政投融资を概観する上で便利な資料である。

(6) 「税制の変転と今後の問題点」

昭和30・7

昭和三十年の税制改正に関連して、明治以来のわが国税制の沿革と現状を概観した上で、今次税制改正の概要とそれに対する批判ならびに今後の問題点を論じたもの。現行税制の性格を、昭和二十五年、シャウブ勧告に則って作られた税制(理論的に一貫性ある税体系)が、その後の改正によって変貌していく過程としてとらえた上で、種々の特別措置に

については、租税の副目的として一貫した体系の中で緩急に応じ適当な位置を与えらるべきであって、統一のない政治的要請から生れた副目的のために体系がゆがめられるのは本末を誤るものと指摘している。

(7) 「指定預金制度の検討」

昭和27・9

指定預金は、国庫金に生じた余裕金を、政府が市中金融機関に種々の目的をもって預入するもので、昭和二十四年三月以来実施せられ、超均衡財政下の財政金融面の調整措置として少なからざるウェイトを占めていた。

この論文は、指定預金の源資となる余裕金発生の事情、預託状況、預託の効果を分析したものである。結論として、指定預金の市中金融緩和効果は実質的にはさほどのものではなく、結局は日本銀行借入金金の返済に充てられてオーバー・ローンが形式的には正されるにとどまる一方、日本銀行と市中金融機関との間の資金の流れを不正常にし、金融の二元化を来して信用調節機能を阻害するなど問題が多いとしている。

(8) 「地方財政の窮乏とその問題点」

昭和30・7

地方財政が赤字に苦しみ、地方財政再建促進特別措置法案が国会に提出されている時代的背景の下で、終戦後における地方財政の推移、なかに昭和三十二年以降の地方財政窮乏の状況を概観した上で、窮乏の現状と問題点、その対策、さらに金融機関の貸出増加など金融面に及ぼす影響について論じたもので、併せて昭和三十年度の地方財政にも言及している。終戦後の地方財政総集編ともいべき論文である。

IV 「貿易・為替」

この分類に属する八編の論説を、次の二グループに分けて解説する。

貿易・為替をめぐる諸問題

四編

国際協定・経済援助

四編

1 貿易・為替をめぐる諸問題

終戦後の貿易は、まず連合軍の厳重な管理下で為替レートの決定もみないまま極めて変則的な形態で発足（日本政府は連合軍の指示する物品を国内から買上げ、これを連合軍が輸出。買上げ価格は国内市価であり、海外販売価格は海外市価。輸入の場合はその逆）。やがて昭和二十二年八月、制限付きながらも民間貿易（輸出のみ）が開始されると、何らかの円ドル交換率を設定する必要があるようになるが、インフレーション進行下で公定価格と闇価格が乖離、また封鎖経済下で国内物価と海外物価が均衡喪失するなど、価格体系が異常と混乱の下にあっては極めて困難なことであった。取引の実際は、輸出品目ごとに外貨建価格が決定されて貿易庁からバイヤーに提示され、円価格とドル価格が対比される形で交換率が決まってくる仕組みであった。しかも輸出品は割高に買上げられ、輸入品は割安に払下げられる結果、輸出入価格のギャップは米國援助物資の売却代金で埋められていた。昭和二十三年五月ヤング調査団が来日、単一為替レート設定について調査を行い報告書が作成され、後の単一レートの原型をつくった。次いで経済安定九原則、ドッジ政策実施に伴い、昭和二十四年四月、一ドル＝三六〇円の単一為

替レートが設定され、輸出産業は合理化を迫られることになるが、朝鮮動乱勃発に伴い、特需の受注や輸出の伸長をみるに至り、「輸出インフレーション」を招来、輸入促進の努力も払われた。設備投資の盛行、輸入増加と相まってやがて国際収支の悪化を招き、二十八年秋以降金融引締めへ転じ、経済地固めを通じて特需依存から脱却した経済自立体制の確立が進められ、貿易立国の基盤が築かれていった。

(1) 「為替問題の動向」

昭和23・4

昭和二十二年八月、制限付民間貿易が開始されるや、円・ドル交換率設定の必要性が各方面で議論され始めた。当時の不安定な経済の下では、正常な為替レートの設定は到底困難であって、当面の問題は暫定的なレートすなわち貿易実務その他国際経済への参加を円滑に行うための円ドル交換率の設定であった。このような暫定為替レートが設定された場合、国内経済にいかなる影響を及ぼすかについて、プラスとマイナスの両側面から考察し、現状では為替レートの適切な決定とその効果的運用は極めて困難であるとしている。

(2) 「単一為替レート設定と地方輸出産業」

昭和24・1

予想される単一為替レートの設定が、各地方輸出産業にいかなる影響を及ぼすかについて、日本銀行大阪支店、名古屋支店、金沢支店、広島支店、小樽支店が行った調査を、調査局で取りまとめたものである。

(3) 「いわゆる『二重価格』による輸出について」

昭和28・9

国内価格より安い価格で輸出するいわゆる「二重価格」による輸出が増加している状況の下で、その実情（主要輸出品のほとんどについて二重

価格による輸出が常態化）、意義（ダンピング輸出である）、必然性（必要悪である）、限界（必要悪ではあっても無条件には容認できない）および為替レートとの関係（二重価格は二重レートである）について考察し、結局は合理化によるコスト引下げ以外に解決の方法はないと論じている。

(4) 「自国通貨による輸入保証金制度について」

昭和29・6

わが国の輸入保証金制度は、外貨予算時代、自動承認制物資について、輸入を確実に実行させる為替管理上の要請から、保証金として一定比率の円貨を外国為替銀行に積立てさせ、輸入抑制などの必要に応じて日本銀行に再預託させていた。昭和二十九年一月、自動承認制物資について日本銀行への再預託制が復活し、さらに同年四月保証金率と再預託制が全面的に強化され、従来輸入保証金を必要としなかった（現金以外の担保で可）割当制物資についても保証金が徴求され、日本銀行に再預託させることとなった。こうなると輸入保証金制度は、単なる輸入抑制策の域を超えて通貨調節手段としての色彩が濃くなってくる。本論はこうした事情を背景として、各国の事例も紹介しながら本制度の諸形態と意義を考察したものであり、日本銀行法改正の機会には、日本銀行政策委員会の権限事項として規定すべきであると主張している。

2 国際協定・経済援助

第二次世界大戦後の世界経済運営の基本理念は、理想的な為替制度に基づく為替の安定と、無差別・多角主義に基づく自由貿易の拡大であった。この理念に沿って実現した国際協定が、ブレトン・ウッズ協定とG

A T T (関税及び貿易に関する一般協定)である。ブレトン・ウッズ協定に基づき二機関が設立され、①国際通貨基金(I M F)は、為替の安定、為替制限の撤廃、為替資金の供給等の機能を果し、②国際復興開発銀行(I B R D)は、経済復興と資源開発のための長期資金を供給する機能を持ち、両者は主として金融的側面の国際協力体制として発足した。一方、G A T Tは、関税その他の貿易障害の低減・撤廃、貿易制限等差別待遇の除去を目指すもので、貿易制度的側面からの国際協力体制である。元々自由貿易拡大の理念を担う協定は、国際貿易憲章(I T O憲章)であったが、五十三か国によって一九四八年に調印されながら、自由貿易の理想を追いすぎたため批准が得られず流産した。G A T Tはこの国際貿易憲章調印前、将来それに吸収せられるものとして二十三か国間に成立したものであるが、国際貿易憲章が右のごとき事情にあるため、事実上これに代るものとなったのである。

国際通貨基金は一九四七年三月、国際復興開発銀行は一九四六年六月、それぞれ発足したが、国際通貨基金はその限られた資力では当時の巨額な各国のドル不足を賄いえず、ドル不足はマーシャル・プラン(欧州復興計画)のごとき米国の特別な援助にゆだねざるを得ない状況であった。

一方、国際復興開発銀行についても、欧州の復興融資はこれをマーシャル・プランに譲り、主として後進国の開発融資にある程度活動がみられたが、当初は十全の機能を果しているとは言えない状況であった。わが国は平和条約の発効に伴い、昭和二十七年八月、国際通貨基金と

国際復興開発銀行に、また三十年九月、G A T Tに、それぞれ加盟した。

(5) 「ブレトン・ウッズ機構をめぐる若干の問題」 昭和27・10

いわゆるブレトン・ウッズ機構、すなわち国際通貨基金および国際復興開発銀行が発足後の世界経済は、一九四四年七月ブレトン・ウッズ協定が成立した当時の予想と著しくかけ離れ、ドル不足の不均衡状態に陥っていた。従って同機構は、その運営を相当修正せざるを得ない状況で、その存立にもかかわる多くの問題を抱えるに至った。本論文は、同機構が当面する問題点を指摘・検討したものである。そして、両機関は戦後の国際経済がある程度ノーマルな状況であることを予想して創設されたにしても、これまでの両機関の活動には遺憾とすべき点があったと批判している。

(6) 「G A T T加入の効果と影響について」 昭和27・12

わが国は昭和二十七年七月、ガットの加入申請を行ったが、英国等一部の国の反対により承認が持ち越されていた。本論文は加入できた場合いかなる効果と影響をもたらすかについて、積極、消極の両面にわたって考察したものである。結論として、マイナスの影響はほとんどないが、プラス面でも輸出の伸長はそれ程多く期待できないとしている。

(7) 「ガットの運営と改正について」 昭和30・8

第九回ガット締約国会議(昭和二十九年十月～三十年三月)において、ガットの全面的再検討が行われたが、本論文は、ガットの創設事情(国際貿易憲章とガットの関係)やガットの諸原則、従来の運営状況を解説

の上、今回の再検討の内容およびそれをめぐる諸問題について論じたもので、GATTの概要を紹介した資料でもある。

(8) 「米国のアジア援助計画と日本」

昭和26・11

当時わが国は、ドル不足を補う有力財源であった対日援助が打ち切られた(昭和二十六年六月限り)上、講和条約成立後は、国際通貨基金をはじめとする国際機関への加入に伴う出資や分担金、賠償支払などドル不足の悪化が懸念され、ドル資金獲得の方策が緊急問題であった。こうした時に米国のアジア援助計画が大いに推進されようとしていることは、被援助国によるわが国の物資買付の拡大を通じて、わが国のドル不足を緩和する有力な要因となる。かかる観点から、アジア各国の復興開発計画とそれに対する米国の援助計画、米国援助のわが国に対する影響を論じている。

V 「産業・物価等」

この分類に属する二十編の論説を、次の六グループに分けて解説する。

企業経営上の諸問題	四編
中小企業問題	二編
産業(鋳工業)事情	六編
農業事情	三編
在庫・消費動向	三編
物価問題	二編

1 企業経営上の諸問題

(1) 「企業の固定資産再評価問題について」

昭和23・7

インフレーション進行下、固定資産の減価償却不足に伴う企業会計上の矛盾(企業資本の食込みと架空利益に対する課税等)を突いて、日本紡績協会が「企業の生産機能維持に関する意見書」を発表し、矛盾解決策として固定資産を時価によって評価替すべしと主張した。本論文は、日本銀行大阪支店が右の意見書の内容を紹介し、これに反論を加えたもの。その要点は、インフレーション進行下で再評価を行うと色々問題があり、時期尚早である。再評価断行の時期としては、経済安定の見通しがつき、為替相場が決定されて国際競争に乗出す態勢が整った時が妥当としている。

ちなみに、わが国の資産再評価は、昭和二十五年、二十六年、二十八年と三次にわたって実施(任意)され、二十九年の強制実施によって終符を打った。

(2) 「主要企業設備の損耗状況」

昭和24・1

終戦後の企業設備は、戦時中の増産強行による酷使と、終戦後インフレーション高進下の過少償却累積による食いつぶし進行(更新投資の経済的基礎を圧迫)から損耗著しく、逐次稼働率の低下を招いていた。本論は、経済再建のため生産水準の真の安定向上を図るには、このような基本的悪条件の克服が必要との見地から、日本銀行大阪支店が、管下の主要企業中設備損耗が著しい数社、すなわち鉄鋼、化学工業、私鉄、電力の実情を検討したものである。

(3) 「事業会社金詰りの実情」

昭和23・7

当時金詰りの声が再び大きくなったので、日本銀行各支店を通じてその実情調査を行った。ここに収録されたのは、各支店報告のうち、内容に特色のある名古屋、小樽、高松の三支店分を調査局において取りまとめたもので、各支店管下事業会社の金詰りの状況ならびにその原因・影響等を調査している。インフレーションが第三期的状況に入る時、インフレ下のデフレという変態的現象が起ることは当然のことであるが、総じて金詰りの状況は巷間喧伝されるほど深刻化してはいないとしている。

(4) 「企業の金詰りと貸金支払の遅延、合理化の状況」 昭和24・4

経済安定九原則実施態勢の推進、単一為替レートの設定等によって、産業界一般の金詰りは一層深まりつつあり、他面一般消費者の有効需要減退から買手市場化して競争が激化しつつあった時代的背景の下で、企業の金詰りに関連して問題となっている貸金支払の遅延、生産に与える影響、企業合理化、特に人員整理の状況などを概観し、インフレーション収束期における企業経営の動向を考察した論文である。

2 中小企業問題

(5) 「最近の大阪地方に於ける中小企業の動向」 昭和24・4

微税攻勢、金詰り、更には経済安定九原則実施など厳しい経済環境におかれた中小企業が、当面する多難な事態にどのように対応しようとしているかについて、大阪地方の中小企業の動向を、企業合理化問題に焦

点をあてて検討した論文である。

とかく政府の社会政策に依存する従来の安易な態度から漸次脱却して、経済的自立の自覚に基づいた企業合理化の気運が一般に深まりつつあるが、合理化の具体的方策については今なお暗中模索の域を脱せず、中小企業庁を中心とする監督官庁の積極的指導などが必要と指摘している。

なお、経済情勢に対応する中小企業の自衛策の方向として、①大資本への依存態勢、②企業間の協調態勢(組合方式)、③自立態勢の三類型を挙げ、それぞれの類型における合理化との関連を具体例によってとらえ、また単一為替レートの設定に直接つながる輸出産業の合理化努力は、コスト引下げの一点に集中されていると実例により説明している。

(6) 「特定中小企業の安定に関する臨時措置法について」 昭和27・8

朝鮮動乱ブームが反動期に入ると、繊維、新品(ゴム、油脂、砂糖)を中心に景況が悪化し、中小企業の弱体が再び露呈した。かかる中小企業の当面の窮状打開策として成立したのが「特定中小企業の安定に関する臨時措置法」(昭和二十七年八月公布)である。同法の根幹は、一定地域で多数の中小業者が従事する特定の業種について調整組合を作り、生産、出荷および設備等の制限(カルテル行為)を認めて需給調節を図らせることにあり、独占禁止法に対する例外立法措置であった。本論は、同法案提出の経済的背景、同法の骨子、性格を述べ、同法運用上の問題点を論じたものである。なお、同法は昭和二十八年八月「中小企業安定法」に改正され、三十二年十一月廃止された。

3 産業(鋳工業)事情

ここに収録した六編は、繊維業界に関するもの(二編)、鉄鋼業に関するもの(二編)および炭鋳業に関するもの(一編)である。

(7) 「化学繊維工業の現況」

昭和24・7

日本銀行大阪支店によるスフ・人絹工業の現況報告である。設備の戦前最盛時に対する復元状況、生産・輸出状況ならびに価格を概観。当業界は復興途上にあるが、戦前水準までの復元はなお前途遠慮であり、また当面輸出不振が大きな問題であると指摘している。

(8) 「中小紡績の地位とその将来について」

昭和29・4

日本銀行大阪支店による調査報告である。昭和二十五年六月、四百万錠の設備制限撤廃以来、中小紡績が着実にその地歩を固めてきた事實は、中小紡績もそれなりの優位性を備えていることを示すものとの認識に立って、大紡績との優劣比較を行い(大紡績は安定性において、中小紡績は収益性においてそれぞれ優れている)、また不況期に整理統合を繰り返してきた紡績業の歴史との対比において、中小紡績の将来性に言及している。

(9) 「操業短縮を繞る紡績業界の諸問題」

昭和30・1

「紡績業の歴史は操短の歴史である」との言葉で始まる本論文は、昭和三十年五月の通産省による操短勧告に先立ち、紡績業の操短が議論され始めたことを背景に、日本銀行大阪支店によって作成されたものである。戦前戦後の操短の歴史を回顧した上で、操短の方法、コストとの関係、その効果などを考察したもの。市況安定化に対する効果としては多

くを期待できないが、当面の需給調整の手がかりにはなろうと結んでいる。

(10) 「鉄鋼業における原料高、製品安の問題」

昭和25・6

わが国鉄鋼価格の海外比割高は、造船、機械等製品の輸出競争力を喪失せしめ、それらの輸出が困難に逢着しているとの観点から、当時の鉄鋼業における原料高(主因は石炭の割高)と製品安(鉄鋼価格引下げの必要性)の問題が表面化した。本論は、戦前からのわが国鉄鋼業の存立地盤(鉄鋼原料の地理的に優利な供給事情と軍需中心の消費構造等)と終戦後におけるその変化をたどった上、鉄鋼価格の国際比較、価格差補給金撤廃の影響、鉄鋼コスト分析による石炭価格との関係(国産炭、輸入炭とも割高の主因)を分析したものの。問題解消には石炭価格の引下げが必要であり、これは鉄鋼業だけでなく、わが国産業構造の問題であるとしている。世界的な国際競争力を持つわが国鉄鋼業の現状に照らしみる時、隔世の感を禁じ得ない。

(11) 「鉄鋼価格割高の実情と対策」

昭和28・7

わが国の鉄鋼生産は、朝鮮動乱後の輸出特需を基盤として急速に回復(昭和二十七年中の生産量は過去最高水準の九三%)を示したが、輸出依存度も増大(同年、三三%)したため、折からの世界的な鉄鋼輸出競争激化とも絡んで、鉄鋼価格の国際的割高の是正が重要問題となっていた。こうした情勢にあって、鉄鋼価格割高の実情ならびに原因を究明し、その対策を検討した論文である。

(12) 「九州炭礦に於ける合理化の進展と原価の動向」

昭和28・4

日本銀行福岡支店による九州炭鉱の調査報告である。終戦後の石炭生産回復期を一応終えた昭和二十三〜二十四年ごろから、炭鉱合理化問題が真剣に採り上げられるようになった。本論は、九州炭鉱の合理化過程を、主として出炭原価との関連で概観したものであり、併せて昭和二十六年後半以降の原価高をもたらした事情を考察している。大手炭鉱では、労務対策のみに重点を置く能率向上の限界から、機械化投資を進めたが、機械化による能率向上がなお十分でないため、賃金上昇のコスト面への影響を吸収しきれず、これが当時の原価高の原因となっており、この点から労務費の節減が依然として課題であるとしている。

4 農業事情

(13) 「インフレーション下の農村」

昭和23・1

「支那事变」以降終戦後に至るインフレーションが農村に与えた影響を、農業収支の実態分析と農業生産の条件悪化を通じて明らかにし、インフレーションが農村にとって必ずしも有利ではない——単作地帯と都市近郊蔬菜、果樹地帯とははなはだしい差異があり一括して論じ得ないが、総体としてみる時はやはり農村もインフレーションの犠牲が大きいと論じている。

(14) 「最近の農村経済、農業協同組合の窮迫について」

昭和25・4

農村経済は、終戦後の食糧不足を背景とした一時的なインフレ景気を終え、昭和二十四年度以降ドッジ政策実施による一般的不況や、外国食糧流入による食糧事情の好転などを背景として極度の窮状に陥ったが、

本論はかかる農村経済窮迫の状況とその原因、ならびにそれに伴う農業協同組合の窮状について考察したものである。

なお、第二部として「秋田地方実体調査」を掲げて、前記論点をさらに詳細に観察している。

(15) 「食糧管理制度設立後の主食価格について」

昭和25・8

デフレーションの浸透や世界食糧事情の過剰傾向などを背景に、わが国の食糧統制をめぐる状況が徐々に変化してきているなかで、主食価格の決定方式は従来そのままではいかとの問題意識のもとに、食糧管理法が制定された昭和十七年以降の主食価格決定方式の変遷、生産者価格・消費者価格の推移、中間経費の内容などにつき検討を加えたもの。

5 在庫・消費動向

(16) 「最近に於ける商品在庫高の推移」

昭和24・7

昭和二十三年末ごろより産業界の商品在庫が急増し、繊維製品等消費財のほか、石炭・鉄鋼・非鉄金属等従来みられなかった主要生産財の滞荷も出現した。これは経済安定九原則の実施、昭和二十四年度超均衡予算の成立、単一為替レートの設置等のデフレ政策を背景に、一般購買力の減退、企業金の詰りを反映するもので、インフレーション収束過程の現象とみられる。本論は、在庫急増をもたらした原因と、在庫増の推移にみられる共通的特徴を分析、業種別在庫状況を概観している。そして現状は、金詰り等が主因の相対的需要減による一時的な在庫増加であって、現在程度の生産高をもってわが国の恒常的需要が満たされてい

ると見るべきではないとしている。

(17) 「最近における小売店在庫の動向」

昭和28・10

昭和二十七年来末端小売店段階で商品在庫が著しく増加していることは、わが国経済が回復し生活物資の供給が豊富になった現われであるが、単にそれだけにとどまらない問題——消費財生産の著伸に対し、消費水準の上昇が追従し得ない等の問題——を含んでいるのではないかとの問題意識から、全国四〇五か店の小売業者を対象に、在庫の実情、在庫と金融の関係を調査・分析したものである。結論として、消費財の需給不均衡の拡大が小売段階の在庫増加をもたらしており、小売店が需給調整のクッション的機能をこれ以上果し得ないところまできていると指摘している。

(18) 「金融引締め政策下の消費需要の動向」

昭和30・3

金融引締め政策の効果として消費需要の減退をもたらす経路には、①物価の下落傾向が消費者の買控えを誘う場合(価格効果)と、②生産縮小の結果としての所得減少による場合(所得効果)とがあるが、昭和二十九年以降の消費需要の減退はそのいずれであるかとの問題意識から、金融引締め(昭和二十八年十月開始)後の消費需要の動向を分析したものである。

分析手法としては、①小売商況面から見た消費需要の動向と家計支出面から見た消費需要の動向、②家計収入動向と消費支出との関係、の両面から接近。結論として、価格効果としての影響が支配的であると指摘し、それは潜在購買力の増加を含んでいるだけに引締めによる消費需要抑制効果の安定度は高くないとしている。

6 物価問題

(19) 「我国物価体系の不均衡について」

昭和23・10

単一為替レート設定の機運が漸次たかまわっていることを踏まえて、その可否を論ずる資料として、当時のわが国物価の構造ならびに日米購買力の比較を通じて、わが国物価体系がいかに不均衡な状態にあるかを統計的に実証したものである。現状において無条件で単一為替レート設定に踏み切ることは危険であるとしている。

なお、次の三種の統計表(いずれも品目別)が掲載されている。

① 基準時(昭和十一年)価格に対する最近の公定価格倍率(卸売価格)

② 基準時(昭和十一年)価格に対する最近の開価格の倍率(小売価格)

③ 最近に於ける日米卸売価格円弗比率表

(20) 「第三次公定価格改訂の諸影響」

昭和23・10

昭和二十三年六月に実施された第三次公定価格改訂の影響に関する日本銀行各支店の調査報告の中から、代表的なものとして岡山・秋田・高知の三支店の報告を採り上げたものである。

岡山支店報告は全般的な影響を、秋田・高知両支店報告は、増加運転資金の需要増大に伴う銀行貸出の動向を伝えている。

以上